

第二百五十六回国会  
衆議院 第七号

# 個人情報の保護に関する特別委員会議録 第五号

五号

平成十五年四月十七日(木曜日)  
午前九時三十一分開議

出席委員  
委員長 村井 仁君

理事 逢沢 一郎君	理事 砂田
理事 蓮実 進君	理事 松下
理事 伊藤 忠治君	理事 細野
理事 漆原 良夫君	理事 東
石田 真敏君	岩永 峰一君
大村 秀章君	金子 恭之君
亀井 久興君	北村 誠吾君
谷本 龍哉君	竹下 武彦君
滝 実君	谷田 亘君
橋 康太郎君	福井 照君
星野 行男君	松浪 健太君
松野 博一君	宮澤 幸弘君
山本 幸三君	吉田 勝一君
吉田六左門君	松野 健太君
大畠 章宏君	後藤 齐君
今野 東君	藤原 隆君
武正 公一君	山中 昭榮君
平岡 秀夫君	藤原 隆君
大畠 章宏君	島 哲治君
横路 孝弘君	内村 功君
西村 真悟君	西 博義君
春名 真章君	吉井 英勝君
北川れん子君	保坂 展人君
山谷えり子君	細野 豪志君
細野 豪志君	山内 功君
細田 博之君	片山虎之助君
竹中 平蔵君	國務大臣 (金融担当大臣)

内閣府副大臣 厚生労働副大臣 経済産業副大臣 内閣府大臣政務官 総務大臣政務官 政府特別別助佐人 (内閣法制局長官)	伊藤 達也君 米田 建三君 木村 義雄君 高市 早苗君 大村 秀章君 岩永 峰一君 吉田六左門君 秋山 收君
--	---

(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)

(警察庁刑事局長)

(政府参考人)

(防衛庁長官官房長)

(政府参考人)

(金融庁監督局長)

(政府参考人)

(総務省行政管理局長)

(政府参考人)

(総務省総合通信基盤局長)

(政府参考人)

(法務省刑事局長)

(政府参考人)

(厚生労働省医政局長)

(政府参考人)

(経済産業省商務情報政策局長)

(政府参考人)

(経済産業省商務情報政策局長)

(政府参考人)

(厚生労働省医政局長)

(政府参考人)

(経済産業省商務情報政策局長)

(政府参考人)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第24号)

め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法案(内閣提出第七五号)

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外  
八名提出、衆法第一〇号)

○村井委員長 質疑の申し出がありますので、順次二つを許します。平岡委員長。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一一号)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一一号)

次これを語ります。平岡秀夫君  
○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。  
きょうは、個人情報保護に関する関連法案質疑

号)する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二

でありますけれども、特別委員会ということでの委員会はスタートしたわけでありますて、当

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（枝野幸男君外八名提出、衆法第一三号）

初、スタートするに当たって、官房長官についてもほかの大蔵についても、私の理解では、要求が

卷之三

あれば当然出ていただける、そのための特別委員会であるという私は認識であつたし、いろいろ

○**村井委員長** これより会議を開きます。

とそういう約束も与野党間の中であつたというふうに理解しておるんですけどれども、きょう、私が本当に云々のところ、最も重要な部分などと思つて

本当にこの法案の中でも最も重要な部分だと思っていて、ある部分について、官房長官に質問をしたいということで質問を投げたわけでありますけれども、そこで質問を投げたわけでありますけれども、官房長官は出席できないということで、まことに私はけしからぬ、けしからぬというよりは残念でしようがない。せつかく貴重な時間をいただいて質問するのに、非常に申しわけないと思っています。

そこで、ぜひ、官房長官が出てこられるときには再度時間をいただいて質問させていただきたいと思います。

題といたします。

いうふうに思っていますので、与党の理事の方々も、そして政府の方々もよろしくお願ひ申し上げ

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府内閣審議官藤井昭夫君、警察庁刑事局長栗本英雄君、防衛庁長官房長山中昭栄君、金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁監督局長五味廣文君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省総合通信基盤局長有富寛一郎君、法務省刑事局長樋畠和秋君、厚生労働省医政局長篠崎英夫君、經濟産業省商務情報政策局長林洋和君及び經濟産業省商務情報政策局消費経済部長小川秀樹君の出席を求

たいと思います。  
そこで、きょうは、そういう意味で非常に残念ながら質問の順番を変えなきゃいけないんですけども、さらにまた金融担当大臣さんも、何か別にこの委員会が待っているということで、十五分か十分ぐらいしか出席できないというようなことでありますので、これもまた、私にとつてみれば、さう私が質問する話というのは、これまでにない、余り検討されていない部分についての個別法の取

り扱いが重要な論点となるというふうに認識しておりますので、これまでも、個人情報の保護に関する法律案に加えて、追加的な措置が必要かどうか、その必要性等について金融審議会等で議論をいただいてきたところでございます。

今後も、この個人情報保護法案の審議状況を勘案しながら、個人信用情報の保護等については何らかの立法措置が必要か否かも含めて、金融分野における個人情報の取り扱いについて検討してまいりたい、金融審議会等々でこういう議論がこれまでも行われておりますので、そうした中でしっかりと議論を煮詰めていきたいというふうに思つておるところでございます。

○平岡委員 今大臣が答弁されたのは、金融機関、金融機関という中には貸金業者なんかも入っているんだろうと思いますけれども、一般的にちょっとと言わわれました。

と、貸金業規制法の中には、三十条というところに、要するに、信用情報の話が既に法律として書いてあるわけですね。ただ逆に、多分大臣の頭の頭の中にはほかの、銀行とか保険会社とかあるいは証券会社といったような金融機関も入っているんだと思うんですねけれども、それについては、個人信用情報とかあるいは個人情報の取り扱いについては、個別的な定めが、規定がないわけですよ。そうすると、既にそういう法律制度が存在しているものと存在していないものがあるということことで、私は、とりあえずは個人信用情報、特に貸金業者の関係とか割賦販売業者の方の話をちょっと聞いたつもりだったんですけども、今、とりあえず両方まとめて答弁されたように思うんですけども、そういう既存の制度のあるものと、法律があるものとのないものとで比較してみて、何か違う点があるんですね。私は分けて聞こうと思ったのですが、同じ答弁になるのかもしれませんけれども、再度その点だけ確認させてください。



りまとめながら適切に対応してまいりたい、こういうことを今進行中でございます。

○平岡委員 それぞれ関係するところの大臣、副大臣の方々から答弁いただきましたけれども、これから検討しなければわからない部分もいろいろあるんだろうと思いますけれども、早急に検討していただいて、社会に混乱を生じさせないように思っています。

厚生副大臣さんは、もう結構でございますので。そこで、先ほどちょっと金融担当大臣にお話を伺つたときに、矛盾は生じていないんだというようなお話がございましたので、ちょっとと幾つか確認をさせていただきたいというふうに思うわけであります。

現在、貸金業規制法三十条の第二項には、目的外使用の禁止というのがあります。他方、この個人情報保護法の十六条の一項にも「利用目的による制限」というのがあります。ただ、これは両者を比べてみると、表現ぶりがいろいろ違うというところでございます。

例えば、貸金業を営んでいる人たちが、自分が得た個人信用情報、これについて何らかの、法律が予定していることとは違うことやつてしまつたというふうな場合、貸金業規制法でいう法律によれば、主務大臣がいろいろ勧告とか命令をするという規定があるわけでありまして、それはどういうふうになるのか。この個人情報保護法によれば、主務大臣がいろいろ勧告とか命令をするという規定があるわけでありまして、それに背いた場合は罰則があるという仕組みになつてゐる。貸金業規制法の方にはそういう罰則につながるような道は何ら設けていない。これでいくと、本来であれば個別法の方がもっと厳しい世界を想定しているにもかかわらず、個別の方が緩やかになつてしまつてゐる。これはどうやって考えていいんでしょうか。どういう関係になるんでしょう。まず、細田大臣から。

○細田国務大臣 政府案の義務規定は、個人情報取扱事業者の事業内容を問わずに適用される一般の義務でありますから、特定の規定のない限り

は、事業者要件に該当する者には本法案の義務規定が適用されるわけでございます。また、個別法において義務規定等が設けられている場合は、本

法によることが適当でない場合については、必要に応じ、個別法において、本法との関係の調整規定が置かれることとなります。

御質問の貸金業規制法におきましては、このような調整規定が設けられない場合には、貸金業規制法の規制対象者が個人情報保護法における個人情報取扱事業者である場合は、個人情報保護法の適用されることとなると考えております。また、その場合には、担当大臣の関与についても、それが法律に規定される手続に従つて行われることとなります。

ただ、これは、議員おっしゃいましたように、

さまざま歴史があつて、これまでの個別法がござります。それで、この一般法は、二年前に提案されて、また修正をして提出されておるわけで、

その間に非常にIT化、情報の処理の多様化、大量化というものが進んでおりますから、今一般法で定めておりますが、個別の法体系の再点検については各主務大臣等においてまた考へていただきたい、そういう規定もあるわけでございます。

○平岡委員 これはたまたま法律が主務大臣とい

う形になつてゐるので、個人情報保護法に基づいて行動する主体が主務大臣ということになつてゐるので、こういう問題が生じるわけありますけれども、我々は、主務大臣じゃなくて、これは第三者機関である委員会、独立行政機関でやるべきであるということを主張しているという中においては、余り矛盾は生じないわけであります。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま細田大臣からお答えがありましたよう

に、貸金業者に対する法律と、それから個人情報保護法義務規定の双方が適用される、現行法上で

はそういう形になります。したがいまして、主務

大臣たる内閣総理大臣は、それぞれの法律に基づく所定の関与を行うことになつております。

先生御案内のように、現行の貸金業規制法三十

条第二項は、貸金業協会員たる貸金業者に対して信用情報の目的外使用を禁止しております。これ

は、目的外使用の絶対的禁止でございます。個人情報保護法の方は目的外利用の禁止の限定解除

ということになつておりますので、この場合は当然

別法という位置づけをきつちりとつくつたものが別法であるというふうに思つていてることをちょっとと申上げたいと思います。

それで、例えば、それ以外の二十三条の一項の四号というところに、「國の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」には個人データを第三者に提供することも許されるような仕組みになつています。ところが、先ほど言いました貸金業規制法の三十条の二項では、これは「返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。」こうなつております。では、この関係はどうなるのかというところです。よろしくお答えください。

例えば、個人信用情報を取り扱つている貸金業者はあるいは信用情報機関というものが、個人情報保護法二十三条の一項の四号で、四号に該当するところが認定するかはまた後で聞こうと思いますけれども、ということになつたときに、これは出してもいいというような、あるいは出すべきであるというような取り扱いになるんですか。その点はどうでしよう。これは、担当大臣、大臣がいいないので副大臣の方が答えるのがいいのかもしれませんけれども、

そういうことになつたときに、これは出

していいというような、あるいは出すべきであ

るというような取り扱いになるんですか。その点はどうでしよう。これは、担当大臣、大臣がいい

ので副大臣の方が答えるのがいいのかもしれませんけれども、

その中に、全国銀行個人信用情報センター、日本情報センター、そしてシー・アイ・シーという組織がそれぞれの業態別にあります割賦販売法に基づいて、個人信用情報といふものについての取り扱いがいろいろ行われているわけですから、その中に、個人信用情報機関は、これらが互いに情報交流をしている。C.R.I.Nというそうですけれども、

情報問題についても、この個人情報保護法が成立したときにはどういう影響を受けるんだろうかということを、やはりそれぞれの関係者の方々は疑問に思つてはいるという点があるので、ちょっととその点を、それらが互いに情報交流をしている。C.R.I.Nというそうですけれども、

この個人情報保護法について言つると、二十三

条、先ほどの解除される場合、第三者提供が限定的に認められる場合が書いてあるんですけども、その規定を含めて考えて、今三者が行つて立つてるとどういう影響を受けるんでしょうか。あるいは、影響を受けないとすると、どのような考え方、規定に基づいて影響を受けないのか、この

る、現行法においてはそういうふうに私ども解釈しております。

○平岡委員 現実の取り扱いとして、私もちよつと関係の方に聞いたんですけれども、現在、警察から例えれば刑訴法の百九十七条二項によつて捜査関係事項の照会ということで受けた場合でも、個人信用情報機関は、これは法律で貸金業規制法の三十条二項というのがあつて自分たちとしては認めることはできないということで、提供してい

ないという取り扱いになつてゐるんだそうですけれども、この個人情報保護法が成立してもその取り扱いで問題はないということですね。それを確認しておきたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

私どもは、現行法上の取り扱いとしては、先生おっしゃるとおりだと思います。

○平岡委員 それから、現在、貸金業規制法あるいは割賦販売法に基づいて、個人信用情報といふものについての取り扱いがいろいろ行われているわけですから、その中に、個人信用情報機関は、これらが互いに情報交流をしている。C.R.I.Nというそうですけれども、

情報問題についても、この個人情報保護法が成立したときにはどういう影響を受けるんだろうか

と、それらが互いに情報交流をしている。C.R.I.Nというそうですけれども、

この個人情報保護法について言つると、二十三

条、先ほどの解除される場合、第三者提供が限定

的に認められる場合が書いてあるんですけども、その規定を含めて考えて、今三者が行つて立つてるとどういう影響を受けるんでしょうか。あるいは、影響を受けないとすると、どのような考

え方、規定に基づいて影響を受けないのか、この

点を細田大臣にお伺いしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のよう、現在、主な信用情報機関といたしまして、全国銀行個人信用情報センター、いわゆるKSCというものと、それから日本情報センター、JICというものと、シード・アイ・シー、これは信販関係のものでございます。これらは、こういうものがござります。これらの三つの機関では、あらかじめ顧客の同意を得まして、C.R.I.N.というシステムを介しまして、一定範囲の個人情報についての交流を行つてあるものと承知いたしております。

個人情報保護法が制定、施行されれば、これらは、個人情報機関及びその会員事業者は、個人情報取扱事業者として、個人データの第三者提供等の際に法律上の規制が課せられることになります。

現行法上の取り扱いを申し上げますと、信用情報機関及びその会員事業者は、現在おきましても、あらかじめ顧客の同意を得て個人情報の交流を行つてあるところですが、個人情報保護法施行後は、その規定にのつりまして、利用目的の通知等や第三者提供に当たつての手続について再度きちつと点検した上で、必要な措置があれば適切に講ずることになると考えております。

○平岡委員 今のを条文的に照らし合わせると、

二十三条の一項に該当する場合として、あらかじめ本人の同意があるということによって三者間の情報交流ができるという解釈であるということでいいでしょうか。再度確認をしたいと思います。

○細田国務大臣 今の共同で行う場合には、二十三条の三号に該当するということから解釈でありますと思つております。

○平岡委員 これは、細かく読むと、今大臣が言

われた二十三条の四項の三号で果たして今の現実に行つてある情報交流が認められるのかどうかといふのは非常に疑義のあるところなんですよ。これは、大臣にどこがどうしてかというのを説明しても、多分すぐには理解してもらえないのかもしれません。後で事務当局ともちゃんと詰めた上でまた再確認させてもらいたいと思いますけれど

も、今ちょっと耳打ちをされているようでありますので、再度答弁を確認したいと思いますけれども、よろしいですか。

○細田国務大臣 一項は、同意があればオーケーということであり、四項三号は共同利用ということで規定されている、こういうことでございます。

○平岡委員 だから、私は聞いているんです。先ほどから言つてある三者による情報交流については、場合によつては四項の三号に該当する場合もあるかもしれません、それは確かに。だけれども、それに該当しないケースが実はいろいろ検証してみるとあり得るんですね。そのときは、やはり二十三条の一項で、本人の同意があるという位置づけの中で情報交流が今までどおりでくるんだという解釈なんでしょうねということを確認したかったんですね。

先ほどの金融庁の参考人の答弁は、その趣旨を述べられたわけであります。だから、その趣旨が、

法律的にいうと二十三条第一項に基づいてできるんですねということを確認したいということなので、もし大臣が答えられなければ金融庁の方でも結構ですから、確認をさせてもらいたいというふうに思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

○平岡委員 そのとおりでございます。

○平岡委員 それで、情報交流について言えば今

の解釈で差し当たりの問題は生じないのかもしれないけれども、先ほど冒頭に質問した話として、個人情報保護法ができると、現在行つているいろいろな特に個人信用情報について、かなり社会的には進んでいますから、これも影響を受けます。ですから、あとの課題は整合性ということだろうと思います。

○高市副大臣 ガイドラインの変更でございますが、必要だと考えております。

現在の経済産業省のガイドラインは、あくまでも、積極的に個人情報の保護に取り組もうとする事業者団体などに対しガイドラインを定める際の指針となる事項を示したもので、いわゆる努力目標というんですか、提案型というか、そういうものでございます。

他方、この法律案の中では、国は、事業者等が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を策定するということを法定いたしておりま

るのではありませんから、この個人情報保護法だけでは、これまでいろいろな事件になつた問題について果たして適切に対応できている法律なのがどうかということをちょっと疑問に思つ部分がありますので、確認をしたいと思います。

これまで、金融機関に関連して、個人情報についていろいろな事件が起つております。

例えば昨年八月に、ある証券会社から顧客データが名簿業者に流出したという事件がございました。平成八年の八月には、消費者金融を装つて入

るのではないかというふうに考えられているわけでもありますけれども、この点について、どういう影響があつて、今つくられている例えば金融庁の事務ガイドラインあるいは経済産業省の個人情報保護ガイドライン、こういうものについての変更が必要になるというふうにお考えになつておられるんでしょうか。そして、もし仮に変更が必要であるというふうに判断しておられるとする、ど

うとも、直接的には出てこないんですけども、この個人情報保護法に基づいてでも相当見直しが必要であるということであるならば、個別法によって対応しなければならない部分もあるのかもしれません。も、やはり個別法が必要になつてくる世界というのももしかしたらあるのかもしれないということ見直しが必要だというふうに言われました。

見直しが必要だということであるならば、先ほども言いましたように、やはりしっかりと検討しないかなければならないわけでありますけれども、やはり個別法が必要になつてくる世界というのももしかしたらあるのかもしれないということ見直しが必要だというふうに言われました。

○高市副大臣 そこで、この個人情報保護法の施行と合わせた上で、整合性をとるという観点からこの整備を検討するということにしたいと思います。

現状で、具体的にここがこうというところまでまだ分析をし尽くしておませんが、かなりの部分はガイドラインで手当でできていると思いま

す。ですから、あとの課題は整合性ということだ

ろうと思います。

○高市副大臣 ガイドラインの変更でございますが、必要だと考えております。

現在の経済産業省のガイドラインは、あくまで

も、積極的に個人情報の保護に取り組もうとする

事業者団体などに対しガイドラインを定める際

の指針となる事項を示したもので、いわゆる努力

目標というんですか、提案型というか、そういう

ものでございます。

それでは、また個別法の世界に入つていくわけ

でございますけれども、私は、今回の個人情報保護

法だけでは、これまでいろいろな事件になつた問題

について果たして適切に対応できている法律な

のがどうかということをちょっと疑問に思つ部分があ

りますので、確認をしたいと思います。

これまで、金融機関に關連して、個人情報につ

いていろいろな事件が起つております。

た。平成八年の八月には、消費者金融を装つて入

会した十三の加盟店事業者が個人信用情報を引き出したとされる事件がありました。平成七年の五月には、消費者金融業者の社員が顧客情報を持ち出されたとされるような事件がありました。これ以外にもいろいろと事件があつたわけありますけれども、これらの事件に対し、それぞれの主務大臣といいますか、担当大臣がとった措置をあわせて、これらに対しとられた刑事処分はどういうものであつたのか。とりあえずはそれをお聞かせいただきたいと思います。

○五味政府参考人 お尋ねのありました三つのケースでございますが、まず第一の証券会社の顧客データの件でございますが、これは、当該証券会社から平成十四年の十一月に報告がございました。報告内容は合併をした証券会社なんですが、その母体であった一つの証券会社からの顧客名簿が流出をしたという事実、この件について警視庁に届け出をした、こういった報告を平成十四年の十一月に受けました。

その後、年が明けまして十五年の一月に、この会社が社内処分を実施したということありますので、一月の二十八日に、私ども金融庁から当社に対しまして、経緯等について証券取引法五十九条に基づく報告徴求を指示いたしました。その結果、三月二十八日に中間報告が提出されております。概要是、顧客情報の流出について詳細が現在検査されているということ、それから、平成十二年四月の合併により顧客情報の管理体制を整備してきているけれども、本件を踏まえて、その時点まで判明している内容による対応として、新たなシステムに対応、これは顧客情報の取り扱いのトレースができるようなことということです、これを実施している、こういうことでござります。

現状、この件につきましては、そこまでが現在の当社に対する措置であります。なお、その後、これに関連をいたしまして、この四月に、顧客情報管理を徹底するための事務ガイドラインを発出いたしております。

それから、二つの消費者金融関連、平成八年、平成七年でございますけれども、これにつきましては、実は行政文書の保存期限が過ぎておりまして詳細が確認できないという状態であります。これ以外にもいろいろと事件があつたわけありますけれども、これらは、これらは、それぞれの主務大臣といいますか、担当大臣がとった措置をあわせて、これらに対しとられた刑事処分はどういうものであつたのか。とりあえずはそれをお聞かせいただきたいと思います。

平成八年のケースは、これは福島県が事件の舞台になつておりますので福島県庁に問い合わせをいたしましたが、一つの業者は、福島県登録業者で平成八年のケースは、これは福島県が事件の舞台になつておりますので福島県庁に問い合わせをいたしましたが、一つの業者は、福島県登録業者で平成八年六月に廃業している。ほかの二つについてはわからないということで、行政処分がなつたかなかつたかがよくわからないというのが事実でございます。

なお、この被告人ら三名につきましては、平成九年七月に、仙台地裁で、不正な手段によって貸金業登録をした貸金業規制法違反で、執行猶予付きの判決が出ているということでございます。それから、平成七年の事案、これは関東財務局において、消費者金融業者社員を、顧客情報をブリントした用紙を窃取したとの事実で窃盗罪によつたかなかつたかがよくわからないのですが、報告徴求命令が出されたかどうかが確認できませんでした。いずれにしても、登録の取り消しや業務停止処分というのに行つていません。

この消費者金融会社の行為者二人は、おののの窃盗それから贓物故買ということで、平成七年に、窃盗については実刑判決、贓物故買については執行猶予つきの判決が出ているというふうに承知しております。

○平岡委員 今、過去の事件について概略説明してもらいましたけれども、では、今度の個人情報保護法が成立するということになるのか。今までとは違つて、もっと個人情報の保護が図られるのかという点について当然関心があるわけですけれども、細田大臣、この法律ができると、今言つた三つの事件についてさらに厳しい保護が何か図られるということになるんでしょうか。どうでしょう。

○平岡委員 今、過去の事件について概略説明してもらいましたけれども、では、今度の個人情報保護法が成立するということになるのか。今までとは違つて、もっと個人情報の保護が図られるのかという点について当然関心があるわけですけれども、細田大臣、この法律ができると、今言つた三つの事件についてさらに厳しい保護が何か図られるということになるんでしょうか。どうでしょう。

○細田国務大臣 政府案は、そもそも御指摘のようないい漏えい事件の発生を防止するために、二十条の安全管理制度」や「二十二条「従業者の監督」など、個人情報を適切に保護するための措置を事業者に義務づけるものであります。

○今野委員 民主党の今野東でございます。

まず最初の昨年八月の事件でございますが、この件につきましては、新聞等の報道がなされていることは承知しておりますが、法務当局といたしましては、現在までのところ、検察当局におきましてお尋ねの件に関する告訴等を受理したとか警察からの事件送致を受けたという報告は受けておりません。

次に、平成八年八月の事件でございますが、この事件につきましては、平成九年三月二十六日、仙台地方検察庁におきまして、被告人三名を不正に処理いたしております。

また、個人情報の取り扱いについては、社会問題化した場合は、実態に即しまじて主務大臣が報告徴収、助言、勧告、命令を行うこととなつてお

り、個人情報の保護のため十分な実効性を確保できる仕組みとなつていると思つております。

の手段によつて貸金業の登録を受けたとの貸金業の規制等に関する法律違反の事実により公判請求をし、同年七月十七日、仙台地方裁判所におきまして、三名に対しそれぞれ懲役一年、同十月、同八月に処するとともに、いずれも三年間刑の執行を猶予する旨の判決が宣告され、その後、同判決が確定しているものと承知しております。

三番目の、平成七年五月の事件についてでございますが、これにつきましては札幌地方検察庁において、消費者金融業者社員を、顧客情報をブリントした用紙を窃取したとの事実で窃盗罪により、また同人から同用紙を買いついていた者を贓物故買罪によりそれ公判請求し、窃盗事件につきましては平成七年六月十五日、札幌地方裁判所におきまして懲役一年八月の実刑判決が、贓物故買につきましては同年十二月二十五日、懲役二年六月及び罰金五十万円、同懲役について執行猶予五年の判決がそれぞれ宣告され、その後、両判決はいずれも確定しているものと承知しております。

それから、たくさんのが発生しまして、その中でやはり一番問題なのは、先ほどおつしやいました事例のよう、金融等の膨大なデータをめぐつての情報漏えいが非常に大きな問題であり、害賠償請求、刑法上の適用その他は当然あるわけがござります。

それから、たくさんの事例が発生しまして、その中でやはり一番問題なのは、先ほどおつしやいました事例のよう、金融等の膨大なデータをめぐつての情報漏えいが非常に大きな問題であり、害賠償請求、刑法上の適用その他は当然あるわけがござります。

きます。

まず、センシティップ情報なんですねけれども、セシティップ情報を定める必要があるのではないか

という質問を本会議でさせていただきました。そのときの私の質問に対する答えは、「基本理念」として、すべての個人情報について、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきことを明記しているから大丈夫なんだという答えを細田大臣からいただきました。

それで、この「個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきこと」というのは、どういうものがあるんでしようか。

○細田国務大臣 これは、特定の分野というわけにはなかなかまいりません。というのは、これだけ社会構造も複雑になり、個人個人の情勢も多様化してまいりますと、やはりあくまでもセンシティップというのは、その個人にとって非常に大事な、人に知られたくない、また、その他勝手に扱われたくない情報でございますので、むしろ、例示をして、特定をして規定することには既になじまない実態があるのでないかということから、一般的にこれを扱って保護されるような規定がないのではないか。

それで、六条三項において、特定の分野において特に厳格な規律を要する場合には、官民を問わず、個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置すべきであるということを設けておるわけでございます。

○今野委員 ですから、特定の分野というのは、それはどういうものが想定されますかとお尋ねしているんです。

○細田国務大臣 これは、必ずしも明確にこれだということは申せませんが、例えば医療の分野、先般来議論が行われておりますが、あるいは先ほどお話をありました金融分野とか、あるいは先ほど、電気通信分野においてガイドライン運用云々のことを総務大臣からもおつしやられましたけれども、それぞれに社会の情勢変化によつて必要性が生じてくる分野があると思いますし、先

般、石毛委員からも、教育分野が必要であるといふこともございました。

これはやはり個別の事情、それから社会において発生するいろいろな、個人情報保護に反するような事態の発生、これに従つて検討すべきものであります。

○今野委員 何か、わかつたようなわからないようなお答えなんですねけれども、つまり、特定の分野という非常に漠としたもので、ですから、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に扱うから大丈夫なんですよと言われても、そこにはやはり、限りなく大きな不安の種がまき散らされているという感しがするわけですね。

私は、本会議で主張させていただきましたように、センシティップ情報というのをほかと分けて規定して、やはり注意深く扱う必要があると思うんですけれども、そこら辺、野党の案はそうなつておりますけれども、ぜひ、その辺の考え方というのを野党法案担当の方からお尋ねしたいと思います。

○山内(功)議員 今野議員には本会議でもお答えしましたんですけども、私たち野党案は、センシティップ情報の重要性にかんがみて、これはぜひ法案の中にも書き込んでいかなければいけないという思いで規定をしております。

政府の答弁をお聞きしていくと、社会が多様化していくからセンシティップという言葉があまりであるというふうな答弁をされていたと思う

○今野委員 全く考えていない答弁だと思います。

具体的に少し話をさせていただきますと、センシティップ情報の取り扱いに関する規制を盛り込むのは国際的な流れともなつておりますと、一九九〇年に採択された国連のコンピューター化された個人データファイルに関するガイドラインでも、

非差別の原則がありまして、人種、肌の色、性生活、政治的意見、宗教、その他の信念、並びに労働組合の構成員であることを含め、違法または任

犯したかどうかというようなこと、それから人種、民族、社会的身分、あるいは同和問題、まだ

題、これは、社会がどんなに多様化しようと守らるべき重要な利益だと私は思っています。そ

う考えに基づきまして、各自治体、あるいは社

会通念、あるいは各種法律においてもこういうよ

うな、私が今まで述べましたような事由について規定している自治体、条例あるいは法律がふえて

きたと思っています。

プライバシーという権利がございますが、プライバシーというのは、与党の皆さん批判される

ように、自己情報コントロール権、自己決定権まで広げることについて、まだ権利性を認めています。

いいのかどうかというのは議論があると与党の皆さんがおっしゃるのは理解できないでもない。しかし、プライバシーの権利というのは、ほつておいてもらう、静かに、触れないでおいてもらいたい、そういうような権利、それはプライバシーの概念としても最も基本的な概念なわけなんです。

だからまた、固定的な概念として権利をとらえるべきでもありませんし、万一、私たちが拾い上げた中にもし漏れるような問題があつて重要な問題があれば、それはまた書き込んでいければいいわけであると思いますので、私は、政府のような答弁というのは、個人の本人の権利利益の重要性を全く考えていない答弁だと思っていています。

具体的に少し話をさせていただきますと、センシティップ情報が必要なんじゃないかということをしつこく質問をしているわけなんですけれども、ここまでのこところで、細田大臣のお考えをお話しください。

○細田国務大臣 せつかくの野党がそれぞれ御議の上御提出された法案ですから、私ども政府の方から、この野党の条文はこういう点がおかしいじやないかとかなんとかということは余り申し上げたくないくて、これは、むしろ与党の議員の先生方から野党の提案者に御質問いただくのが筋だと思つております。

ただ、私どもO E C D の理事会勧告等はもちろん併見しているわけです。地方によつても何か随分違うなど。組合活動だと性生活だと書いてあるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

あるとかいうのは、すべて、必ずしもどの国で

る大きな理由の一つだと説明をしてきたわけなんですか。

されども、そのE U指令においても、加盟国は、人種、民族、政治的見解、宗教、思想、信条、労働組合への加盟に関する情報を漏えいする個人データの処理、もしくは健康または性生活に関するデータの処理を禁止するものと規定もしております。

政府案よりも野党案の方がグローバルスタンダードにもかなつていると私は自負をしており

ます。

○今野委員 今、野党の法案担当者の方から、この野党案についての理念を説明いただきました。

私はそれを聞いていて、野党がセンシティップ情報として定めたものの中には、人種とか身分とか、あるいは犯罪履歴とか、保護されるべき方々

というのは社会の中でも、全部とは言いませんけれども、やはり少數の方々であつて、こういう方々の情報についてはきちんと特に守るんですけど

いうのは社会の中でも、全部とは言いませんけれども、やはり少數の方々であつて、こういう方々の情報についてはきちんと特に守るんですけど

切れないと、いうことは書いてあるんですね、実は  
したがいまして、野党は大変御苦労をされてこ  
れが中核であろうということを例示されているこ  
とは理解はいたしますが、それでは、それですべ  
てであろうかとかいう問題もありますし、結局、  
例示はされておられます、二項の中にそれそれ  
の例外措置を講じておられるということもござい  
ます。

個別に、先ほど申しました事情で申しませんが、思想、信条とか、そのほかの情報の中にも、一体これは本当に例外にできるものであるのか否かということは、これからもつとさらに詳細に検討する必要のある項目がたくさん含まれておることも事実でございます。私どもは、そういうことから、おおむね見えて

置いて、やはりすべての情報というのは個人にとってセンシティブなことがあり得るという前提で、救済規定を設けることによって、今後、判例を積み重ねていったり、事案を積み重ねていく方がいいのではないかと考えて、こうしたことから申し上げたいと思います。

○今野委員　こここのところで余り多くの時間をとりたくありませんので、センシティップ情報、項目を定めるべきではないかという質問はこれぐらいにいたしますけれども、社会が多様化しておりますし、また、さまざま私たちの生活のシステムというのも変わつていてるわけでありますて、ここは、だからといって特別に定めないとどうのではなくて、だから定める必要があるのでありますまして、センシティップ情報という項を定めて、野党法案担当者がおっしゃっていたように、そこには書き加えていくという姿勢を持つべきではないかということを申し上げておきたいと思います。

それでは次に、報道の定義なんですかけれども、先週、国会において開かれた集会でも、報道の規定を政府がすることへの根強い警戒心が示されました。なぜ国家が「報道とは」とこれを定義するのか。

を正しい方向に導くために機能するものであるといふうに私は思うわけなんですけれども、しかし、その形態は千差万別でありますて、政府がそれを定義してしまいますと、政府が何が報道でないかを決める権限を持つことになるわけですね。報道目的でないと一たん判断されたものは主務大臣の命令や刑罰に服することになるわけなんですけれども、こういうことが民主的国家の中でもやり通つていいいんだろうかというふうに思うんですが、これは大臣、どうお考えでしようか。

○細田国務大臣　日本国家は法律の面でいいますと慣習法の国とは言えないわけでございまして、やはり法律的にきちっとした定義づけをしなければならない。

過去をさかのばって報道といふのにとんでもうに定義されているんだろうかということです。もうあらゆる法案を探したんですが、法律そのものを探したのでございますが、ないのでございません。しかし、やはりこれは一種の輪郭を定めないと、いろいろな意味で、確実性の見制の関係で、

どう考へるのかがあいまいになつてはいけない規定であるということから、内閣法制局において非常なる議論の末、このような規定を置いたわけでございまして、それは、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせる（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）」というのが最大限の努力をした定義でございまして、この定義がない場合は、かえつてこの法規定全体がむしろあいまいになるということです。

ただ、そのときに法制局とも確認しておるのでございますが、「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせる」と書いてあると、事実として知らせたんだけれども、

後になつて、客観的事実でないとか、故意に事実を曲げてうそを書いたとか、そういう場合はどうするんだというような議論が起こる場合に、やはり報道の性格から見て、そのようなことが起こるという前提で考えるべきではないので、いやしくも報道をされる以上、それは客観的事実を事実と

して知らせるために書かれておる。あるいは放送等されておるというふうに判断するんだといふしつかりとした解釈をしておりますので、そのことを申し上げます。

○今野委員 何度聞いても同じことだと思いますので、次の質問を行きますが、事業者に対する行政による監督についてなんですけれども、これは、主務大臣の報告徴収、助言、勧告、命令という権限が定められておりますね。主務大臣の権限行使には規制手段がないわけでありますて、これはたびたび皆さんも、多くの方々も質問して、おかしいなど言つておるところなんですが、第三者機関を設置して主務大臣の権限行使へのチェックがきかなければ、国家が個人情報保護の名のもとで個人情報収集者と管理者とする、国民による情報

に個人情報取扱業者を監督することによって、個人の権利を保護するための規制法を制定する。この規制法は、個人情報の取り扱いに関する基準や規範を定め、業者の適切な取り扱いを促進する目的で作成される法律である。

これは、二重行政というところが私にはどうももう一つよくわからなかつたんですけれども、このところをもうちよつと丁寧に説明していただきますでしようか。

○細田国務大臣 これは、行政と、あるいは事業の内容によって大分違うと思いますけれども、これまでにも我が国の行政庁は、例えば消費者相談の問題にしても、あるいはさまざまあらわれました企業の不祥事等に関しましても、個別に、これがおかしいという場合には、もちろん警察その他の範疇の場合は別でござりますけれども、事業所管大臣が行政の対象として是正を図つて国民のために対応してきたことは事実でございます。そういう

いたこととの関係をそういう表現で用いたと  
うことでござりますし、むしろこれを裏返して申  
しますと、当面は今事業所管大臣が対応すれ  
ば、今の個人情報の諸問題については一応足りる  
のではないか。

おいてさらに笑つ込んだ検討が必要な場合には  
それも事業所管大臣というものがあるわけでござ  
いますから、そこでまた検討していただくとい  
うことでのいいのではないかということでございま  
す。

○今野委員 イギリスやドイツ、フランスでも、  
こういうチエツクする機関、第三者機関がありま  
すね。大臣、それは二重行政だなどお考えなんで  
すか。

○細田国務大臣 ちょっとと諸外国の規定について  
はわかりませんが、日本ではかなり国会等の場  
で、ある業種についていろいろ御要望、御要請が  
あり、世の中でいろいろな事情が生じた場合には  
各行政庁がそれぞれの対応をしてきたという伝統  
がございますので、その辺は多少違う面はあるか

○今野委員 これについて、野党法案担当者はどうお考えでしようか。  
○山内(功)議員 今野議員も御存じのとおり、個人情報の保護を確保したいという、やはりほかの立場からいっても、多くの人に支持されるべきことだと思います。

の基本的人権とぶつかる場合もあるわけなんですね。そのときにどういうふうにさばいていこうか、規律していこうかという問題が出てくると思うんです。個人情報の保護という言葉に名をかりてほかの基本的人権が侵害されるということになれば、やはりそれはそれで問題なわけですから、監督機関がしっかりとしている、政治的な思惑に左右されない、そういうような機関をつくっていかなくちゃいけない。そのためには、そのためにはこそ中立的な第三者機関をつくること、そして、政府からしっかりと独立した機関をつくることが必要だと思ってているんです。

毎年、約一人ぐらいの割合で大臣がやめていか

れますよね。それはやはり官僚に答弁を任せっきりにする、あるいは大臣というバッジとか席を使つてお金もうけをするというような、自分が業法で所管している分野についてしっかりと個人情報についても所管の大蔵として監督機能をきちんとしていくには、やはり私たちから見

<p>ていて能力的にちよつとクエスチョンだなと思うような大臣がちよつと統いていますよね。だから、そういう意味でも、やはり主務大臣、大臣に任せることには、国民の立場から見ても大分不安があると思うんですよ。</p> <p>事業を所管する官庁が何か問題があつたときに、ついてもそれを監督するという今の政府案は、事業者について恣意的な介入を犯すおそれはもちろんですけれども、なれ合いとか痴着が起きる可能性も十分に考えられるわけです。だから、それら両面から考えてみても、私たちの方では、内閣府設置法四十九条三項の規定に基づいて、内閣府の外局として個人情報保護委員会を設置することとしたものでございます。</p>
<p>○今野委員 私も、私個人の考え方として、権力という枝に実った果実は必ず腐ると思つてはいるんです。だからこそチェックする機関が必要で、みずから律することももちろん大事ですけれども、外側からそれをチェックする機関というのが必要だと思つております。それで、この第三者機関を二重行政だと言つて切つて捨てるという大臣の考え、これは非常に不見識であると私は指摘させていただきます。</p> <p>さて、次の質問ですが、法案の三十六条なんですが、「この節」個人情報取扱事業者の努力規定のところですね、この「円滑な実施のため必要がある」と認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会を主務大臣に指定することができる」となつておりますが、大臣、これは大臣又は国家公安委員会を主務大臣に指定するなんですか。</p>
<p>○細田国務大臣 国家公安委員会が主務大臣になりますのは、警備業とか自動車教習所業とか、特定のものに限られておるわけでございます。そして、その他、前段で申しますと、どうしても事業</p>
<p>分野につきまして所管する大臣が明らかでない場合には、内閣総理大臣が確認的な観点から主務大臣を指定することができることとしておるわけでございます。</p> <p>○今野委員 何かどうもよくわからないんですけど、さくに五十一條を見ますと、五十一條に「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととする」となっています。つまり、主務大臣の役目を自治体の長やその他の執行機関にゆだねるという意味ですね。ここも執行機関というふうになつてはいるんですけど、そうすると、主務大臣の権限は都道府県の公安委員会に委任されるということもあるわけですね。</p>
<p>○細田国務大臣 本來、国家公安委員会が主務大臣となつておる業務が幾つかはあると思っておりますが、これは、その中で個人情報処理の事業者になるかどうかということはまた別でございますが、例えば風俗営業関係ですか、そういうふたるものも一応対象にはなつておるわけです。先ほどの警備業とか自動車の関係の代行業のようなもののかですね。したがつて、自動車教習所業と警備業等に、ごく一部に限られているというわけではございません。</p> <p>○今野委員 ということは、さつきもお尋ねしましたが、警察官がこの個人情報の管理の仕事について権限行使するといいますか、公安委員会に権限が委任されているとすれば、それを執行するという可能性があるということですね。</p> <p>○藤井政府参考人 当然、警察庁とか公安委員会というようなものは、警察業務が中心なわけですが、数少ない、いわば業法の指導監督ということもやつておられまして、あくまでこの個人情報の取り扱いに関して主務大臣として関与されるセクションは、そういう業法を所管しておられる立場からの関与であるというふうに理解しております。</p> <p>○今野委員 これは大臣にお尋ねしますが、もう一度同じ質問をします。</p> <p>警察官がこの権限を執行することができるといふことです。</p> <p>○細田国務大臣 ここには前の、国家公安委員長もおられますし、今は総務大臣が兼務しておられますが、国家公安委員長もおられますので、適切な説明を私から申し上げることはなかなか難しい</p>

○今野委員 実動部隊としてということはともかくとして、警察官がこの個人情報保護の管理について執行する、仕事をすることがあり得るということを今お認めになつたわけですから、このこと

三十六条と五十一条を合成しますと、警察権力強化法案なんですよ、これは個人のプライバシー、市民生活を警察が簡単に掌握して介入できる社会がすぐそこにあるということでありまして、これが市民を守る法律という体面の裏で、市民をコントロールする法案だということを指摘しておきたいと思います。

さて、時間がありませんから最後の質問をさせていただきますが、これまでの質問を振り返ってみても、実際に、大臣、これはやつてみないといろいろなことがわからないという法だと思うんですね。実際に権限の幅もわかりませんし、それから、経済行為もさまざまに多様化しております。広がつていております。

そこで、個人の情報をどのように守るかということは、実際にこの法案を採択して、そして世の中に出でていって、やつてみないとわからないといふところがあるんじやないかと思うんですけれども、そういう意味で、介護保険のようにこれは見直しをする期間というのを定める必要があるのでないかと思いますが、野党は個人については三年後に見直しをするということになつておりますが、これを大臣と野党法案担当者にそれぞれお伺いいたしたいと思います。

○細田国務大臣 社会保障の関係の法律の中には、確かに実際にそれを適用してみて、社会のさまざまな情勢に応じて、あるいは保険料その他の面でも適当であるかどうか、その他全体の仕組みが適当であるかどうかということが社会現象として起こつてくる場合がござりますので、はつきりとした見直し規定があるということが必要なケースもあると思います。

この法案の場合は、しつかりとした個人情報保護を、ここまで守るという、一應規定をはつきりして、明確にして、個人の権利義務等を定める法

律であるわけでございますから、私どもとしては、見直しの年限といいますか、三年後に見直すとか

五年後に見直すということを盛り込むことは適当でなく、むしろ毎年度の法の施行状況を握りたいと思います。

ただ、この法案自体が、運用してみて、わからないことは私は申しません。ただ、今後、I.T化的状況や後の状況によって大きく事情はまた変化をしてくるであろう。というのは、今までの不祥事が、七十件も八十件もこの八年半にありますけれども、それらは、非常に多くはうつかミスのようなものもあるんですね、ソフトウエアミスとか。故意は、先ほどの平岡議員の質問にございましたが、中には非常に悪質な例もあるん

です。

したがつて、まずはこのうつかりミスやほんのちよつとしたことが起きないようにするということが非常に大事なことでございまして、そのためには行政庁が、今この法案がもしできた場合には、皆さんに注意を喚起する。だから、規制行政をどんどんやるというようなことじゃなくて注意喚起行政で、こんな例がありますよ、あんな例がないかと思いますが、野党は個人については三年後に見直しをするということになつておりますが、これを大臣と野党法案担当者にそれぞれお伺いいたしたいと思います。

○今野委員 それでは質問を終わりますけれども、この質問を通して、この個人情報保護法、国民の皆さんにも概要が何となく、なかなかわかりにくい、難しいものだというふうにイメージをお持ちなんじやないかと思いますが、この委員会を通じて、個人情報については警察官が介入するのだと、そして見直すことは必要がないと

いう大変高姿勢であるということがわかりまして、確認をいたしまして、質問を終わりたいと思

います。

○村井委員長 次に、武正公一君。  
○武正委員 民主党的武正公一でございます。きょうは、政府そしてまた衆法提出者それぞれに御質問をさせていただきます。

まず政府案について、個人情報収集でございますが、収集方法や収集範囲などを制限する規定がなく、官僚にフリーハンドを与える内容になつており、個人情報保護の観点から見て極めて問題が多い、大きいと考へるわけでございます。また、個人情報の目的外利用の要件が緩やかで、行政の裁量幅が大きく、本人の知らない間に個人情報が流用されたりするおそれがあるということでございますが、個人情報取り扱いに際し、行政機関に

年という基準は設けてはおりますが、これは目安にということでございますので、変化に対応する場合にはその前にということで十分考えられるということでございます。

一方、行政機関の方は、現行法というものが十年施行されて、その施行実績を踏まえての修正ということになります。したがいまして、初めての法律ではないということで見直し規定は設けておりませんけれども、それは憲法なり国家公務員法にその種の規定がございますので、行政機関や公務員というものは法令を守るんだ、誠実にやるんだ、こういうことでございます。

また、目的外利用につきましては、これは個人情報の利用目的を具体的に明確にする、その上で、行政機関による利用目的の達成に必要のない個人情報の収集や目的外利用・提供を厳しく制限する。

具体的に、どういう場合に目的外利用や提供ができるかということになりますが、法令の定める事務の遂行に必要な限度である場合、また個人の権利利益を不当に損なうおそれが認められない場合で、しかも相当な理由が必要、こういうわけでございまして、この相当な理由につきましては、既にこの委員会でも何度も御説明しておりますように、原則禁止のものを例外的に認めるわけでありますから、だれでもが納得ができるような客観性が要る。したがつて、個別事案に応じて、厳格にそれは考える、判断する、決して行政機関の裁量で自由にできるようなものではない、こういうことでございます。

そういう意味では、もしそれについて不服がある場合には、審査会等に申し出てそれは是正ができますか、どうも考慮しておられます。ただいま総務大臣が目的外利用を例に御説明をされましたので、フェーズを合わせるために、政府案の八条の条文について申し上げますと、政府案に

裁量の余地を与える過ぎない方がよいと私は考へるのでございますが、この点について、まず政府、そして衆法提出者、それぞれ御所見を伺います。

○片山国務大臣 個人情報の収集につきましては、これは法令に基づいて、法令の範囲でやるということでございますから、殊さら規定を置いておりませんけれども、それは憲法なり国家公務員法にその種の規定がございますので、行政機関や公務員というものは法令を守るんだ、誠実にやるんだ、こういうことでございます。

また、目的外利用につきましては、これは個人情報の利用目的を具体的に明確にする、その上で、行政機関による利用目的の達成に必要のない個人情報の収集や目的外利用・提供を厳しく制限する。

以上です。

これは目的外利用が書かれてはいるわけですが、私ども、十条で規定をしておりまして、その三項では、目的以外のために個人情報を利用・提供する場合には、「情報公開・個人情報保護審査会の意見を聽かなければならない。」と規定をいたしました。さらに、目的外利用をした場合には、「十条五項で、その理由とその他の事項を「記録しておかなければならぬ。」という規定を設けております。

すなわち、こういうことでやるんだということではなくて、一方でそれを客観的に審査をするように、そういう組織をきちっと活用することによつて、適切に目的外利用・提供がなされることを担保するということでございます。

これについては、行政実務上、非常に事務が繁雑になるんじやないかという御指摘があるわけでありますけれども、やはりこの程度のきちとした制度は設けておかなければ、今の行政機関の状況というのを考えたときに、状況が改善されるということにはならないのではないかというのが私どもの考え方でございます。

○武正委員 そういうことで、衆法の方は、いわゆる三条委員会というような形も含めて、独立した委員会といふようなことを掲げているわけでございます。

これはまず一般論として細田大臣にお伺いをす  
るのですが、既に、行革に逆行するとか、あるいは二重行政であるとか、あるいは十五日の答弁を拝見いたしますと、三条は、これは大変強固なものである。あるいは独立機関はどんどんと自己的に進んでしまうというようなことを非常に懸念をされておられます。そうはいつても、主務官庁が担当大臣としてそれをチエックするといつたことについては、やはり甘くなつてしまふとか、そういうふた極端をきちつと押さえる必要があると、そういう御答弁をされているわけでございます。

一般論として、戦後二十二あつた三条委員会が現在八つということについては、民主党は既に、証券取引等監視委員会や原子力安全委員会

も含めて、この三条委員会の設置を強く求めておりますが、政府とはいつもこの点で意見を異にしておりまして、

一 般論ということで伺いたいんです。が、八条委員会をこういった三条委員会にするということは、これもやはり行革に反するというふうに考  
るるものでしようか。

○細田国務大臣 私は、どの委員会であるということで申し上げておるわけではありません。

ただ、非常にこの二、三年で確かにIT化が進

みまして、政府もe-Japan計画、改定に改

定を次いで、あらゆる民間、政府、個人間、企業

間、行政間とのコンピューター化、インターネット

利用を進めるという中で、今後、相当多くの問

題が生ずる可能性はあると考えておりますが、こ

れまで八年半の問題になつた事例を見ますと、私

が勝手に集計をしてみますと、六十六件が問題に

なつてゐるんです。八年半で六十六件。

そして、その中の、これは故意だなど、先ほど議員から御指摘のあった案件はその中に入ります

けれども、これは悪質な故意も感じられるものだ

なというものと、ホームページへのアクセスがほ

かへ漏れてしまうという、単なるソフトウエアミスで、こんなことは民間企業は自己の利益から見

まつたので、ソフトウエアさえかえればよかつた

のにという事故が非常に多くて、その六十六件の

中で本来やるはずがないことをうつかりやつてしまつたので、ソフ

トウエアさえかえればよかつた

のにという事故が非常に多くて、その六十六件の

であります、もう既に衆法の提出者が言つていいように、これについては大事なんだ、その分を行革で、ほかで要らないものを削れば十分。しかかも、十八億とかそういう額ですよね。もう何百億、何千億あるいは何兆のむだがあるんだというような指摘ですので、私は、八条を三条に格上げして、それが行革に反するというようなことを、昨年五月、官房長官が実はこういつた答弁をしているんですね、行革の視点から三条委員会はできないと。

そのので、官房長官においては、ただかなればならないというのでは、これはもう我々一致した意見でございます。きょうもこうしておいでいただけないのは大変遺憾であることを私からも申し述べまして、これは衆法提出者の方にお伺いします。

この個人情報保護委員会、これを独立した委員会、独立行政委員会とした理由。政府は、改革の視点から問題、大臣の責任があいまい、二重行政というふうに言っているんですが、改革の視点からといえども、決して三条委員会は改革には逆行しない。そして、予算がふえるわけでもない。ただ、新設については、これは政策判断だけれども、個人情報保護に関して、大事か否か、チェック機関が必要か否か、そういった観点から反対論、これについては衆法提出者はいかがでしようか。

○山内(功議員) まず、個人情報保護委員会がなぜ必要かということが重要だと思うんですねけれども、やはり主務大臣に任せることには、本当に資質とか能力とか、もし、ない大臣が主務大臣であったときには、これはもう問題だなということが一つ。それから、大臣にしても中央の官僚にしても、まだ十分に政官業の癒着が断ち切れていない、そういう政治が行われているわけですから、やはり政治的に中立な第三者機関をつくつて、政府からしっかりと独立性を確保する、そういう機関が必要だと思います。

だから、内閣府設置法四十九条三項の規定に基

づいて、内閣府の外局として  
とした……(武正委員)三条委員会をつくりつい  
ては活性化を阻害するような理由でそれ  
が行革の理念だと思うんですけれども、  
しかし、新たな課題に対する取り組み方針  
としては大変大切な、国家とともに私  
も思っています。国民が金を垂れ流すようならむだな事  
うのは大変大切な、国家として私は思ってい  
ます。三条委員会をつくりつい  
なわけです。

○武正委員 たしかに  
規模ではじいたとい  
れども……(発言する  
ですね。細田大臣、こ  
か。  
それとあわせて、大  
んだよといふやうな  
やはり準立法、準司法  
ろうと。まして、一昨  
といふことで五大官

、行革の視点からも、行政委員会、必要とし、この行政委員会、必要とし、そして新設させるべきだ、  
も出でております。  
一条委員会、予算は十七億。  
いと言われますが、準立法、  
を三条委員会に移すわけであ  
あいまいになるわけではな  
人事は内閣が握るわけですよ  
コントロールする。しかも、  
急人事ということで、きつち  
うができる。いかがでしよう  
うができます。

すが、ちょっとと坦  
いでしようか。私が  
それから、ヨーロッパ  
届け出を受け付け  
しておりますので、  
そういうことを勘  
いということとの上  
員会組織もちよつ  
るからこぢらに、  
思つております。  
ただ、これは、

五日のときもそうですし、今もそれがふえてくれば考えればいいと時期尚早であるというようなことは、いうのは問題だと思うんですねよ。情報について問題が多いとされの万全な備えをしないでスタートして、大臣も実際答弁で、主務大臣は、政府案はそれを担保していくべきと言つてあるんですが、三十五人判断をする可能性は低いと。低ないということではないわけであるときには、やはり主務大臣、处分、裁判、行政事件訴訟法。片によつてと。やはりあるわけなんだから、政府案はそれを担保していくべきですよ。両極端ある、だからきりませんが、中身でござりますので、私が申し上げるよりは、また与党の皆さん間等で御議論いただきたいと思

Digitized by srujanika@gmail.com

な形で行政が司法を行つてゐる例、そしてフランスについても行政裁判、これはフランスでは、憲法よりも先にこのいわゆる行政裁判が法律として確定をしていていたというようなことであります。ヨーロッパでは特に行政が準司法的なことをやつてゐることでありますよ。ですから、必ずしも行政と司法といった関係ではない。行政から準司法的、準立法的なものを独立させて置いていくというようなことは可能であるということなんですね。

さて、改革、行革というお話を出しておりますし、なぜ細田大臣がこの担当大臣になったかということでは、IT担当だからという御答弁がありましたが、それでは、実際そのITに関して、情報システムに関して発注、年間二兆円でございます。

政府は、既に、総務、財務、経済産業中心などにて、情報システムの発注の問題点を指摘し、その見直しを進めておられます。昨年三月二十九日に各省に通知をし、見直しを求めました。一年たつたわけでございます。そして、ことし三月十九日にその見直しも改定をいたしましたが、依然、官民の責任分担を明確化した契約書の導入、あるいは調達事例の情報共有、分析等については、引き続き検討というようなことも含めて、この一年間、連絡会議、課長級の連絡会議を何回開いたのか。そして、実際に平成十四年度、各省がどの程度やつてているのか。この点について、これは総務大臣、手短にお答えをお願いいたします。

○松田政府参考人 事務的な連絡会議の話でござりますので、お答えさせていただきます。簡潔に申し上げます。

情報システムに係る政府調達府省連絡会議といふことで、極端な安値落札、そういうものを防止いたしまして、あるいは質の高い低廉な情報システムの調達を図るということで、各府省横断的に取り組むべき諸課題としまして、入札の評価方式の見直しですとか、あるいは入札参加制度の見直しですとか、それから今御指摘の調達管理の適正化、その三点について検討を進めてきました

て、いろいろ、例えば複数年にまたがるプロジェクトについては複数年契約を導入していくとか、あるいは総合的な評価落札方式においては価格面と技術面を合わせました加算方式を導入していくとか、いろいろな措置を取り進めてまいっているところでございます。

平成十四年度におきましては、さらに外部人材の積極的な活用等を通じました調達側の体制強化、それからプロジェクトマネジメント手法の導入など、調達管理の適正化のための方策を中心的に、課長補佐クラスの検討部会六回、課長クラスの連絡会議二回開催しまして、具体的な成果の取りまとめを進めているところでございます。

そして、今先生御指摘の各省の取り組み状況でございますが、先ほど申し上げました総合評価落札方式の加算方式による評価ですか、あるいは低入札価格調査の実施ですか、一部府省等において既に実施されていると承知いたしておりますが、なお、十四年度の各省の取り組み状況についても、本年五月を目途にフォローアップ調査を実施する予定でございます。

○武正委員 まだ平成十四年度の実態については把握もされていないといったことでありますて、細田大臣、ちょっと質問通告ないんですけど、ITについて、実はむだとかむらとか、いろいろ問題時点、これはもう与党から指摘があつてできたことなんですね。

実際に、今、これは例え日経パソコンの三日目で指摘されていますが、いわゆるメインフレーム系のIT、要は、大型コンピューターを置いて、そして全部ソフトから何でも一括でというこういったやり方から、各パソコンがサーバーとして非常にレベルアップした、いわゆるオープン系といふ方にもう日本のIT、移管しなきやいけないだろうというふうに言わなががら、特に官公庁のITは相変わらずメインフレーム系、COBOLとか昔の言語を使っていて。これが実は、何かちょっとと直そうとすると莫大な金がかかること、円のうち、実は七割、一兆四千億はむだなんじや

ないか、六千億で済むんじゃないか、こういうふうにも言われているんですね。実際、この点はまだ手つかずなんですよ。

I-T担当大臣として、先ほどから行革、行革と、衆法は十七億だと、十七億はこれは行革に反するというふうに言っていますが、一兆四千億もたがあると言っているのがI-Tの分野なんです。政府発注、地方自治体発注二兆円のうちの七割がむだだと。この点、どうでしようか。行革に関して。O細田国務大臣 議員からすばらしい御提案をいただきました。実は、私どももそういう点に大変な問題があるということは承知しております。

自由民主党のe-Japan委員会というのもありますて、麻生政調会長みずから委員長になつてこの辺を何とか全部変えろと、松下議員が事務局長としてこの間も内閣総理大臣に対して、私も同席いたしましたが、提案をいただきました。ぜひ野党の皆様方の御支援もいただきながら、いろいろな理屈や抵抗とか、いろいろな問題はあるんですよ。これまでの経緯、これまでの予算がみんなむだになるんじやないかというような話も聞いておりますが、そういう一種の抵抗があるところもありますが、御趣旨をよく踏まえまして、これはもう非常に大きな課題だと私どもも認識しております。そういう方向に向かって頑張つてまいりたいと思います。

○武正委員 一兆四千億もだがあるよという指摘もある。そしてまたこれが、今いみじくも大臣がいろいろ抵抗があるというふうに言われましたよね。現政府では、このI-Tの情報システムに関する政府調達の見直し、緒についたとはいっても、先ほど言つたように平成十四年度の実態さえ各省庁から上がつてきていない。これからやつと調べると、いう状況もあつたり、安値入札についてはやつと手がつけられましたが、さつきのオープン系への移行とか、それからSLAあるいはEVMS、それから各省庁が調達事例を共有化すること、こういったこともまだ手つかずなんですね。それで今この個人情報保護委員会、十七億円、これは

行革に反するというのはないがなものかなといふうに思うんですね。余りにもやれるところをやつていいないといったところだと思うんですね。そこで、ちょっとと時間の関係もありますので質問を急ぎますが、最終的な担保は不服申し立てや訴訟による、昨年五月十七日、片山大臣言っておられますし、これはもう今週のさまざま答弁で、最終担保は司法だ、審査会でやるのも膨大な状況に関する調査結果、これも平成八年以來やつていない、こんなこともありまして、地方自治法改正で、例えば地方自治体への訴えも二段階になつたりといふこともありますし、最終的な担保が司法によるというの、実は本当に最終的な担保になるんだろうかということが疑念でございますが、この不服申し立ての仕組み等、これは総務大臣、いかがでしようか。実際にこれは機能するんでしようか。総務大臣、お答えいただけますか。簡便に。

そこで、司法が最終的な救済になるか。これは三権分立の基本ですから、もし司法が最終的な救済にならないなら、司法を変えてもらわなければなりません。私は今なつてます。なつていいません。

ますけれども、まあ時間がかかるなりいろいろなことがありますよ、手間や手続。だから、そういうことで、司法制度改革に取り組んでおりますので、あくまでも三権分立における最終の救済は司法でございます。

○武正委員 であるからこそ、独立した行政委員会が必要であるんですね。最終的には司法なんですよ。ただ、司法に行くまでのいろいろなやはり問題がある。司法制度改革で取り組まれている、さまざま形で司法も今改革を急いでいるんですけれども、やはり準立法、準司法的なものは独立行政委員会にゆだねた方がいいだろうということなんですね。

今のお話のように、先ほど触れたように、行政不服審査法の施行状況に関する調査結果、平成八年以來やつていて、平成八年以來やつていてないんですよ。さつき、どんどん活用されていますよ。國民の皆さんに伺いますと、この行政不服審査申し立て、やはり敷居が高いと言うんですよ。各地方にありますね、そういう窓口が行つても、やはり行政に物申すというのが非常に言いづらい、これがやはり國民の皆さんの中直なところですね。

だから、ここをやはり担保するためにも、主務大臣がコントロールするんじゃなくて、独立した行政委員会といった形で独立をさせるべきだといふふうに再度申し上げますし、行政不服審査法といいながら、さつき言つたように全然調査もしていないということですので、これは一日も早い調査、実態把握、これを進めていただきたいと思いまます、大臣、いかがでしようか。

○片山国務大臣 調査の方はぜひ急がせてやらせたい、こう思いますが、ただ、行政委員会、行政委員会というのは、今の議院内閣制といいますか、議会制民主主義は、やはり選挙で國民が議員

さんを選んで、議員さんをたくさん持つていては三権分立の基本ですかね。国会が選んで。それが政権を持つわけですね、国会が選んで。そこで問題があれば、国会がそれを不信任するとか

いろいろなことがあるし、最終的には選挙で審判を受けるので、國民や国会に対する責任を持つておるのは当該閣僚なんですよ。議会制民主主義に

おける与党というのかな、政府・与党なんですねだからそれを、政府・与党と別の行政委員会をつくって、そこで何でもやればいい、行政の一部を。それは、國民や国会に対して責任を持ったことにはならないですよ。ただ、準司法的なものは専門的な点がありますから、それはやむを得ないと思いますけれども、野党案の言う三条委員会です、基本法の方の。これは一種の行政委員会ですからね。だから、私は、アメリカ式の行政委員会は我が國の国情に合わないということを、この件でもありませんが、いつも申し上げているところでございます。

○武正委員 先ほども、もう繰り返しになりますが、予算、人事では内閣がこの独立行政委員会に縛りを持っているわけです。ですから、決してもう完全に独立してどんどん自分で走り出すということがないわけですね。そして、国会がどういうふうに言いますが、このチェックについては、国会でのチェックというものもやはり限界があります。正直、膨大な行政量ですから。だから、やはり独立行政機関ですから、独立性が強い

ところです。

調査の方は、急がせますので。

○武正委員 先ほども、もう繰り返しになりますが、予算、人事では内閣がこの独立行政委員会に縛りを持っているわけです。ですから、決してもう完全に独立してどんどん自分で走り出すということがないわけですね。そして、国会がどういうふうに言いますが、このチェックについては、国会でのチェックというものもやはり限界があります。正直、膨大な行政量ですから。だから、やはり必要だというふうに思つてます。

最後の質問でございます。

会計検査院の取り扱い。本法、行政機関法では、会計検査院を含めたところと含めないところがござります。これがなぜなのか。

実際、検査院を対象とする必要がないんじやないかという議論があります、憲法で独立した機関です。これは実は、情報公開法でも議論がありました。情報公開法の審査会でも、これは検査

院法の改正で行つていいくんじゃないかという議論があるんですね。

これについて、総務大臣、いかがでしようか。

○片山国務大臣 これは私も経緯を聞いたんです。が、今回の法案の立案を行つ段階で、権威ある行政機関等個人情報保護法制研究会、こういうもの

におきまして検討したようです。そこでいろいろな方に入つていただいて、いえ、行政だけじゃないんですよ。そういうことの中では、今はすべての行政機関を対象にしよう、こういうことで会計検査院を含めましたけれども、会計検査院についても、今委員が言わされましたように、例えば総務大臣に対する事前通知はしなくともよろしいとか、あるいは審査会については会計検査院で独自で持つとか、そういう特別な扱いをしているんです。

しかし、私は、やはり会計検査院を全くこの法案の外に置くよりは、中に抱え込んで、その中の一般的な規制といいますか、そういう適用を受けながら、やはり独立機関ですから、独立性が強いですから、そういうことについては独自の扱いをする、この方がいいんじゃないか、今の法制がいいんではないかと思つております。

○武正委員 今の方がいいというお話をですが、権威あるその情報公開に関する審議会の、行政情報公開部会のときにも、やはり検査院は他省庁と異なるということで、会計検査院法の改正で、情報

公開法並びにこの個人情報保護法に関する別法にした方がいいんじゃないかという議論がこのときにもあったということを申し述べまして、であるからこそ、やはり、先ほど今野委員も指摘をいたしましたが、見直し規定が必要なんですよ。衆

院資料請求者リスト問題というのを取り上げたのですが、この防衛省資料請求者リスト問題は、ある意味では個人情報の分野で評価されておりますが、国家情報保護の分野ではどう見るか

か。ケーススタディーとしては、一年ほど前の防衛

法は三年以内ということを言つておりますが、絶対に見直し規定が必要です。何とつても細田大臣が言つてはいるじゃないですか、これからふえていく可能性もある、時期尚早である、まあ、ある面走りながら。私はそれは問題だと思います。

政府においては、このリスト問題を、いま再び明いただけまでしてようか。

○片山国務大臣 個人情報について、防衛省の事業は、例えば、海幕の三佐が不要な、必ずしも必要のない、例えば受験者の母を記録したり

見直し規定が必要であることを最後に申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村井委員長 次に、西村眞悟君。

○西村委員 自由党の西村です。概観的、概略的な質問をいたします。

高度情報通信社会というものの進展が本審議法の背景にあるところでございますから、情報報というものを扱う立法上の全体構想は何かといえます。個人の情報があります。今、個人の情報には、個人の情報があります。個人の情報をやつておる。それから、國家の情報がございます。それで、国家の情報をいかに保護するかという視点が抜けたまま、個人の情報の保護を今やつておるということは押さえられると思います。

それから、情報の管理という観点からは、これは情報の公開というものがある。そして、情報の保持、保護という二つの管理がある。それにいかに整合性をとるかというこの議論も、個人情報、国家情報、二つともに必要なんでございます。それから、情報の管理といつては、情報の管理は国民の知る権利と、憲法の用語でいう公共の福祉というものをいかに切り結ばせるかという立法上の判断が要される場所だ、こういうふうに感じて、私は、本法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

憲法上の権利としては、情報の管理は国民の権利と、憲法の用語でいう公共の福祉というものをいかに切り結ぶかという立法上の判断が要される場所だ、こういうふうに感じて、私は、本法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

法案の周辺部分について今からお尋ねいたします。

ストをつくつたり、また情報公開担当以外の職員にそれを提供したと。だから、不必要な取り扱い。必ずしも必要のない情報をとりまして、それを提供すべきでない人に提供した、これが海幕三佐の提案でございまして、これは現行法でもやはり法律に抵触する、こういうことで、懲戒処分になつたわけあります。

それから、空幕三佐の方は、情報公開担当以外の職員に開示請求者のリストを提供したという事案であります。これも現行法でいうと、やはり違反の疑いが大変ある。

それからもう一つは、内局の情報公開室長と陸幕情報公開室長が、イニシアルや所属団体等を記載した進行管理表を内局等のLANに掲示した事案であります。しかし、これは現行法に抵触するということはない。まあ、適當かどうかの議論は残ります。

それからもう一つは、防衛施設庁の施設企画課の専門官が、開示請求者の氏名が記載されたリストを、これも府内LANの掲示板に掲載した。これも現行法の九条ですか何かに違反する。これも懲戒処分の対象になつております。基本的には、不要なものを必要でない人に見せるような状況に置いたりあるいは提供した、こういうことでございます。

○西村委員 その問題についての過去のせんざくはここにいたしませんが、この問題が教えていることは、私は注意を持つて見ておつたんですが、やはり、この防衛庁の資料開示を求めてくる人の中に、例えば、国防上の秘密を盗むために、また、テロを施設に行うために効果的な位置を探るために請求してくるという人もなきにしもあらずだ、国はそのような人があるということを前提にして防御を固めねばならない、こういうふうに思うならば、現行の法制下で資料請求者がどういう人であるかということは確認できるのではないか。そして、それがその公務員の乱用に当たるか、乱用に当たらないかは、まさに国家機密をいかに保持するか、その保持す

るための正当行為かどうか、この両者が相総合判断して初めて結論を得るのではないか、こういうふうに思うんですが、本法案の審議においても、国家機密の保持というふうなもう一方の考慮すべき観点がないというふうなことで私は非常に問題だと思いますが、公務員の個人情報の漏えいが乱用だ、また乱用でないという判断は、国家公務員が国家機密を守るという観点を抜きにしては、何が乱用で何が乱用でないのかということは判断できないのではないか。こういうふうに私は思っていますが、政府はいかに認識されておりますか。

○松田政府参考人 情報公開法におきましては、その第一条「目的」で、「政府の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようにする」、そういう観点から、これは第三条でございますが、何人も、この法律の定めるところにより、行政文書の開示を請求することができるという規定になつております。一方、現行の行政機関電算機個人情報保護法におきましては、規制の対象が電算処理された個人情報ファイルということであるわけではありませんが、そういうファイルに利用目的にいわば関係のない情報を記載するとかいう、利用目的を超える情報の保有を制限いたしているところでございます。

この防衛庁のリスト問題との関係におきましては、こういう情報公開法の趣旨及び行政機関電算機個人情報保護法の観点から、先ほど大臣から御説明ございましたように、その利用目的を超えた保有、記載がなされていたということで違反とさられたものでございます。

一方、国家として保護すべき情報につきましては、現段階では、國家公務員法の守秘義務の規定がござりますし、それから別途、防衛上の機密に関する規定がございますが、それぞれその法律の観点から問題があるべきものは問題があるべきも

のとして処理がなされるという関係にあると承知いたしております。

○西村委員 今、國家公務員の守秘義務等々が触られましたけれども、本法では二年の罰則です

よね。個人情報についての公務員の漏えいは二年の罰則。国家公務員は一年の懲役ではないですか。したがつて、これほどの落差を放置できるのか。個人の情報を漏らした者は一年の懲役である。国家の最大機密を漏らした国家公務員は一年の懲役である。この落差は明らかに法体系の欠陥を示しておる。したがつて、政府が、国家の情報を個人と同様に、またそれ以上に守る必要を感じるならば、現状態を放置してはいけないのであるべきです。したがつて、政府は国家情報保護法制の確立についてこれから、この法案を提出した以上、まさに進むのか進まないのか、これについての政府の見解をお尋ねいたします。

○片山国務大臣 今御提案申し上げたように、守秘義務の対象は国家機密に属するものからそうでないものまであるんですね。相当幅が広い。しかし、その幅が広いものまで、それほどでないものまで懲役二年というのは、刑罰の程度としては、その他のバランスを欠くんではなかろうか。こういうことで、これは相前に決まつたあらわれた刑罰については相違ないのですが、政府はいかに認識されておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○西村委員 高度の政治判断を要すると言われる大臣ですから、余りしこしこと言つても仕方がないとは思つんで、高度の国家機密を漏らした、例えばあした公定歩合が一%上がるとか、これも一年でしょう。そして、個人情報は二年で二年でございますけれども、法務省の担当のところと十分協議をし、内閣法制局等とも調整をして決めた議論ですよ。だから、今始まつたことではないんです。

が要りますし、いろいろな観点が要りますので、これは幅広の国民的議論の中で、私は、国民的合意を得るべきことではなかろうか、こういうふうに思っておりますし、そういう意味では、西村委員のお気持ちよく理解しているつもりであります。

○西村委員 この法案審議の際に今質問している私の問題意識は、やはり日本人拉致問題ですね。あのときにやはり国家情報保護法を含む工作員対処法的なものが整備されておりましたら、出入国管理とか旅券不所持とかそういう微罪で涙をのむということはなかつたし、百名を超えると言われる日本人の拉致は未然に防御できたのではないか、こういうことを考えておるわけでございます。ちなみに、亡命工作員のレフチエンコは、日本はスペインであると言つております。スペインの理由は、私が今政府に御見解をいたいた、この国家情報保護法の欠落であると申します。この体系の欠落は、国民的合意が必要とするふうな御答弁ですが、まさに国民にそれを示して合意を得る努力をするのが政府であるというふうに申し上げて、私の気持ちもわかつておるとおっしゃるのですから、次に移ります。

さて、先ほどの防衛庁リスト問題の、余分な記載をしておるんだ、こういうことで懲戒の対象になると言われた。揚げ足をとるわけではございませんが、それが余分な記載かどうかというのは、国家機密保持の観点から判断して初めて総合的に明らかになるのではないか、私はそう思つてゐるわけですね。したがつて、過去の懲戒また处罚についての当否を云々するわけではございませんが、同種事案において、余分な情報を漏らしたのか漏らしていないのかという観点で判断するならば、例えば防衛庁の職員については、その者が國家機密をいかにして守ろうとしておつたのかといふ観点がどうしても必要であったのではないかと思いますが、これはいかがですか。

○片山国務大臣 現行法には、利用目的に必要な範囲を超えた個人情報を保有してはならないとあ

るんですね。そこが例えば、病気のために自衛隊に入れなかつた、自衛隊の試験に落ちたとか、受験がどうだつたとか、こういうことが、それではあるわけですね。しかしながら、この高度情報通信者ですから、こういうことで懲戒処分にしたいと私どもの方にもお話をありました。

だから、それはよく調べられて、防衛庁長官の

御判断でそういうことなら、それはやむを得ない

んではないでしょうか、こういうふうに私ども

は、法律の、情報公開法の所管大臣としては申し

上げたところであります。

○西村委員 一刻も早く、情報の全体像をいかに

保護するかという法制の前提で本件等々は議論し

たい、このようと思ひます。

次の質問は、概略をお述べいただきたいんです

が、情報の管理という観点から、先ほども申しま

したように、管理には、公開と、公開してはなら

ない法律の守秘、保持、保護というものがある。

この公開か保持かというふうな判断を分けるの

は、憲法上の権利でいえば、知る権利と公共の福

祉というものであろうかと思ひます。

そこで、情報公開法制と個人情報保護法制をい

かに整合していくかについて、概略お述べいただ

ければ幸いでございます。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたように、情報公開法は、

国民民主権の観点から、政府の説明責任を全うする

という観点から、何人も政府の行政文書について

開示を求める、そういう権利を与えているもので

ございます。したがつて、そういう国民に対する

政府の説明責任という観点からの制度であるわけ

でございます。

一方、行政機関個人情報保護法は、個人情報保

護基本法の方に基づきまして制定されるものであ

りますが、行政機関における個人情報の取り扱いにつきまして、個人の不安感、そういうものを除いて、そして権利利益を保護するという観点から十二年の二月に、内閣官房に情報セキュリティ推進会議を設けまして、また、そのもとに民間有識者の会合である情報セキュリティ専門調査会を設けまして、情報システムを防護するための施策を討議するなど対策を推進してきたところでございます。

例えば、防衛庁リスト問題で大騒ぎをしている最中のころ、防衛庁のデータを盗んで、何々会社に売りに行つた者があつた。これは、すばんと中身を抜かれておるわけですね。日本の例えはあれは富士通だつたと思ひますが、富士通によく売られ是富士通だつたと思ひますが、富士通によく売りに行つてくれたと思うんですね。そやから発覚するわけです。某外国に売れば絶対わからない。中身すべて抜かれているということ自体をわからぬくして、その中身でずっとやらす、しかしそれはもう簡単抜けだということになります。

最大の敵はハッカーではないか。このハッカー対策は国家を挙げて、情報があつて初めて外交も成り立つ、国政もできる、国民の福祉もきめ細かく守られるというならば、この最大の脅威であるハッカー対策に最大の力を注がねばならないと思ひます。ですが、どのような体制で臨んで、どのような体制を構築されつつあるのか、お教えいただきたいと存じます。

○松田政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘のハッカー対策でございますが、

セキュリティーポリシーを策定するためのガイド

ラインを決定して、また昨年十一月に改定をして

おるということで、各省においては、これらを踏まえまして、それぞれ独自に情報セキュリティ

ポリシーを策定して取り組んでいるということ

でございます。

○西村委員 これで質問を終わります。ありがと

うございました。

○村井委員長 続いて、保坂展人君。

○保坂委員 前回に引き続いて、携帯電話の通信

履歴や位置情報について、捜査の場合の扱いと

本人開示がどれだけされるのかという論点で聞い

ていきますが、まず法務省刑事局長に、捜索・差

し押さえ令状と検証令状の違いを簡単に述べてください。

○樋渡政府参考人 お答えいたします。

お尋ねにつきましては、捜索・差し押さえと検

証の性質の違いについて申し上げますと、捜索

は、人の身体、物または住居その他の場所につき

まして物または被疑者の発見を目的とする強制処分であり、差し押さえは、有体物の占有を取得する強制処分であるのに比し、検証は、物、場所、身体の存在及び状態を五官の作用によつて認識する強制処分であると承知しております。

○保坂委員 そうすると、前回、警察庁の刑事局長に、携帯電話の通信履歴、位置情報などを必要に応じて捜査照会で、今話題に出た捜索・差し押さえ令状や検証令状による取得を行つてゐるかどうか。また、位置情報についても、検証令状で必要な情報があればこれを取得することがある、こういう答弁を得てゐるんです。

ここでちょっと伺いたいのは、個々具体的な事件についてはいいです、一般論で結構ですから。そうした場合に、過去の通信の情報、履歴などを取得する場合と、例えばこれから一週間とかいう未来の携帯電話持者の位置情報を検証令状で取得するという場合がありますか。

○樋渡政府参考人 一般論として申し上げますと、検証と捜索・差し押さえの違いは先ほど申したとおりでございますので、過去の携帯電話による通話の際の位置に関する情報が有体物に記載または記録されている場合には、その情報を記載または記録した有体物が差し押さえの対象になると考へられます。他方、携帯電話が、現在所在する位置を確認する場合のように、位置情報に当たる情報を五官の作用によって認識するような性質のものである場合には、検証の対象となると考えられます。

したがいまして、先ほど委員の御指摘のように、過去のものを、これも検証による場合もあるようですが、これは有体物を差し押さえができるのが普通でございます。将来の位置情報を知るというのは、検証によるのが通常ではないかなというふうに思います。

○保坂委員 ちょっとと語尾が不鮮明だつたので、私が聞いたところでは、過去のは、刑事局長、もう一回聞きますが、未来のものについても検証命令状でどる場合があるというふうに聞こえたんで

すけれども、間違いないですね。

○樋渡政府参考人 一般論で申し上げますれば、そのとおりでございます。

○保坂委員 これは大変なことになつてきましたね。

実は、盗聴法に私たちが反対したのは、確かにそういう手法が薬物取引とかいろいろ役に立つときもあるでしょう。しかしながら、そういう技術を捜査機関が持つたときに、これが実は幅広く使われてしまう懸念があるということを分議論しました。当時、与野党の間でも議論しました。

私は最初のころ与党でしたので、与党になつて、野党になつてもこの議論をして、大分よかつたと思いますが、国会でそういう議論をしたことは、ないでありますね。国会でそういう議論をしたことは、この人を聞いてみよう、ちょっと怪しいということで通信傍受令状をとったときに、該当しなかった場合は本人告知があるんですね。それから、検証令状で、どこにこの人は行くのかな、いろいろ疑いがあつたけれどもやはりまともな人だという場合に、本人告知はないんでしょうか。これは問題じゃないですか、刑事局長。

○樋渡政府参考人 まず、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律所定の傍受令状によつて認められる通信の傍受といいますのは、「現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けること」と定義されており、例えば、通信の内容を知ることなく通信の当事者の電話番号等の探知のみを目的として他人間の通信を受けることは傍受に該当しないとされておりますので、通信履歴や位置情報については、これをリアルタイムに収集する場合でも同法の対象とならず、同

はいろいろ警戒しますから、大事な話はちょっとと電話ではできないからという意識もあるんじゃないですかね。むしろ、どこに行つたかというの

いですかね。むしろ、どこに行つたかというのにはプライバシー中のプライバシーという気がしますね。

これについて、今おわかりになつたように、本人に告知もされないで、疑わされた場合に、捜査の過程で一定程度この人の動きを見たけれども関係なかったという場合は、やはり本人告知するべきだという議論をずっと通信傍受法のときにやつたんです。今の議論を聞いていてどう思われますか。

○片山国務大臣 通信傍受法の議論は法務省の刑

事局長等にやつていただけいんで、私が昨日申し上げましたのは、位置情報について本人が開示をしてほしいと言うのならば、事業者の方がそれに対応できるのならする方が望ましいのではないかと。ただ、これは事業者側の都合もありますし、お金の問題もありますからね。

○保坂委員 総務省の局長に伺います。いろいろ議論しているんですが、位置情報については、例えば、私が二週間前にどこにいたかというのを出してくれというのは結構大変だそうですね。出そうにも簡単じゃないというふうに聞いていますから、業者にかかる負担も大きいと思いませんが、今議論しているように、これから一週間というふうに未來形で、これから十日間とかと言わわれた場合には、比較的システム的に簡単に位置情報というのを出せるものなんでしょうか。

○有富政府参考人 位置情報については、事業者

によってかなりシステムが違つておりますので、例えば、ちゃんと基地局まで記録している事業者もあれば、それは記録しないで地域だけ記録しているような場合もありますので、その情報がどの程度の情報なのかにもよると思いますけれども、技術的には可能なものもあれば可能でないものもある。可能なものであつても、ログの中取り出しますから、時間とかシステム的にはかなり手間かかるというふうに聞いております。

○保坂委員 私が述べているのは別に難しいこと

じゃなくて、現に捜査機関で行われている位置情報というのは使えますねと、片山大臣には前向きな答弁をいたいたんです。

では、警察庁にもう一つ伺いますが、Nシステムという便利なものがありますよね。自動番号読み取り装置ですね。四角い箱になっていて、通過車両をずっと読み取つていく。これは犯罪捜査上もいろいろ意味で役に立つシステムだと思いま

す。

ただ、一部、不祥事が警察官は多いですから、Nシステム情報を流しちゃつたりとか、それを私どなたかの、個人の車が通つた、番号によつてコンピューターに記録されているわけですが、今まで、このNシステムについて、一定の期間残つてゐるわけですね。例えば、首都高速の何号線をどなたかの、個人の車が通つた、番号によつて車両を見たりとかして処分された例も報道されています。

さて、このNシステムについて、一定の期間残つてゐるわけですね。例えば、首都高速の何号線をどなたかの、個人の車が通つた、番号によつてコンピューターに記録されているわけですが、今まで、このNシステムについて、一定の期間残つてゐるわけですね。例えば、首都高速の何号線をどなたかの、個人の車が通つた、番号によつて車両を見たりとかして処分された例も報道されています。

さて、このNシステムについて、一定の期間残つてゐるわけですね。例えば、首都高速の何号線をどなたかの、個人の車が通つた、番号によつて車両を見たりとかして処分された例も報道されています。

同じように、本人が大変なトラブルに巻き込まれたり、あるいは本人が自己行動の証明をしたいときには、例えば、私は確かに首都高速の何号線を都心に向けてこの時刻に走つたということをNシステムで証明してくださいよ。そういう二一ツにはこたえられますか。

○栗本政府参考人 今お尋ねのNシステムにつきましては、都道府県警察が、捜査に活用するために犯罪捜査目的で保有しているものでございます。

今お尋ねのように、特定の自動車の通過車両データを表示いたしますと、具体的にこのNシステムの設置場所が明らかになるということになりまして、今後犯罪者が逃走の際に設置場所を回避する行動をとるなど、今後の捜査活動に極めて支障を生じるものと考えております。御指摘のような本人の開示ということについても、できないと考えているところでございます。



家用自動車の運転に用いているというようなことは、事業性がなく対象外。

それから、以上のようにパソコン等の電子計算機で処理される個人情報を事業の用に供している場合と何ら変わらない場合に限り個人情報取扱事業者となるものであつて、一部報道のようにカーナビ利用者のほとんどが取扱事業者になるということはないと、きょうのところは、ここまで詰めております。

○保坂委員 法制局長官、「事業の用に供している」というその法文上の表記は、単に車を運転しているだけの人にも当てはまるんじゃないですか。

どうですか。私は、これはきっとと解釈していかないんですね。

そうじやないと、前回の藤井さんの答弁は、これはやはり非営利、営利問わず、この個人情報、

例えばいろいろ調べるとありますよ、その三千万件の電話番号を入れたカーナビを持っていて、アクセスするためにあるんじゃないですね、使つて、行くためにあるわけですから、これは事業の用に供するというふうにどう考へても読めるんで

この法律は、事業の用に供するというのには、例えば社会的な認知があるかどうかとか、そういう要素は含みませんよね。

○秋山政府特別補佐人 御質問の冒頭に、業務上過失とかいう関連のことをおつしやつておりますし、この法律は、業務上過失の場合には、これは、業

たけれども、業務上過失の場合は、これは、業務上課せられている注意義務に違反することによつて一般人が傷害を受けるということから、世の中においてそれを防止しようという趣旨の立法でございますので、これは私的な用途であろうと、いわゆる私的でない業務性を帯びたもの、一般的な観念の業務性を帯びたものであらうと、生ずる危険は同じでございますので、継続性、反復性に着目して、今、業務上過失致死の対象には私的な用途も含まれるということになつてゐるわけでございます。

一方、この法律につきましては、先ほど冒頭の答弁で申し上げましたように、この法律の趣旨、

目的等に照らして、対象にすべきかどうかという解釈の操作が入るわけではございませんし、必ずしも、刑法の業務上過失において私的なものが入っているから、本件について入るということにはならないと思いますが、それぞれ運用の段階におきまして、必要かどうかということを判断されるこ

とになりますようし、それから、もし疑惑が生ずる場合には、今の二条三項四号で、政令でもつて適用除外にするという手はあるわけでございま

す。

○保坂委員 藤井さんにもう一回聞きます。

いいですか。この前、やはり大変な答弁だったんですよ、今修正されましたけれども。カーナビにいろいろな種類が確かにあるんです。そういう電話番号等がいっぱい入っていないものもあるんです。しかし、例えば何千万という電話番号が入っているカーナビを使って毎日配達をする、あるいは友達に会いに行く。これは継続反復した使用ですから、社会的認知云々の概念はないんですね。それは、事業の用に供しているという概念なんです。

ここは、何が今までと違うかというと、私たちには、二千、三千あるいは上限五千だと言われていた個人情報を、今まで、自分で集めるものについて主務大臣がついて、いわば指導監督をするんだというふうに考えてきた。しかし、前回の藤井さん

の答弁でわかつたのは、カーナビの体系的につけられた電子情報の体系、データベース、それにアクセスをする。そしてそれを使用するというこ

とでも個人情報事業者というふうに解しますよと

いう答弁なんです。

そうだと、例えばインターネットで検索エンジンで、じゃ、藤井さん、個人情報保護法と引いてみると、いっぱい出でますよ。そういうことをネットサーフィンでいろいろやつて個人の情報を見て、継続反復して見ますから、これも個人情報取扱事業者なんですか。iモードで、携帯電話で、データベースにさまざま結びながら、いい情報がいろいろ入ってきますよ。それも個人情報事業者

なんですね。これははつきりしてくださいよ。大変根本的な違いですよ、これは。

○藤井政府参考人 先ほども御答弁いたしましたけれども、あくまでデータベースを事業の用に供するというところで事業者になるという意味で御

説明していたところでございます。

また、その辺は、先ほどの大臣からの御答弁もありましたように、単にアクセスするだけという

ことでは用に供したということにはならないとい

う御答弁がございましたが、私もそのように認識しておりますし、そういうふうに御答弁させていただきます。(保坂委員)では、使つたらどうなんですかと呼ぶ)要は、事業の用に供しているかど

うかということでございまして、事業に用いられ

ているかどうかと……

○保坂委員 そうしたら、なるんですか。これは大事な点なので。

自分で個人情報を集めるということですよ。こ

れまで私の理解は、しかし、そうじやないんですね。そこそ、やはりIT社会ですから。三千万件というデータベースがこんな小さなものに入つ

ちゃうんですね、DVDとか。そこにアクセス

して、アクセスするだけなんという人はいませんよ、カーナビを買って、どんな調子かなんと言つて。やはり運転して、あるいは運転してもらつて行くのがカーナビの効能ですから。

そうしたら、それは事業の用に供しちゃうんで

すよ。事業じやないなんというのはだれが判断するんですか。これはだれが主務大臣なの、このカーナビは、判定するのは。

そうしたら、それは事業の用に供しちゃうんで

すよ。事業じやないなんというのはだれが判断するんですか。これはだれが主務大臣なの、このカーナビは、判定するのは。

そうしたたら、それは事業の用に供しちゃうんで

すよ。事業じやないなんというのはだれが判断するんですか。これはだれが主務大臣なの、このカーナビは、判定するのは。

そうしたたら、それは事業の用に供しちゃうんで

すよ。事業じやないなんというのはだれが判断するんですか。これはだれが主務大臣なの、このカーナビは、判定するのは。

ているわけではないということでござります。

○保坂委員 ちょっとと細田大臣、大丈夫ですか、これは全然違いますよ。前回かなり言い切つたんですよ、藤井さんは、私は、これはトータル

に網をかけていくときに出でくる一つの欠点かも

しないなと思っていますよ。だつて、もしカーナビのことで、それは違いますと言つたら、例え

ば個人情報のデータベース、一万人のものを集め

た人だけじゃなくて、集めてコピーして渡して

使つている人もかかるんだという、それはわかる

わけです。一般原則は、しかし、一般原則はどこまで広がります、今の答弁を聞いています。そ

の一千万件のデータベースを持ったカーナビ。

そして、じゃ、パソコンで、それこそホームページ

ジを見る、携帯電話でも今ホームページを見られ

ますよね。だから、人のホームページを見るのが大好きな人で、ずっと見続けている、そのうち

に情報源ができてきました。あるいは第二次的に何か

つくり始めた。というのは、みんな、そういうふ

うな使用をする人は、データベースにネットでア

クセスする、あるいは中継器を通したこういう携

帯電話でアクセスをする、あるいはカーナビとい

うデータベースを取り込まれていて、その中にアクセスする。この使用するのも、ばらばら

とかと言つていますけれども、配達、とか同窓会

を成功させるためというの、継続反復、ある一定の目的のもとに行うわけですかね。これが入

ると言うのだったなら、国民の何割が入るんですか。これは、しつかりそろえてください、答弁。

○細田国務大臣 先般の答弁の中でも、私も

ちよつとこれはおかしいな、実態に合わないなど

思ひまして、私から検討をするということを申し上げて、実務的に詰めたわけです。

それで、電話帳にしましても、いわゆるいろいろな情報の入つてているCD-ROM、あるいはそ

の他の情報関係の装置にしましても、まずそれを

つくる事業者がいて、このつくる事業者は当然、

私の情報が入つてているようだがけしからぬ、電話

帳と同じようにプリントアウトしてくれとか、これはおかしいとか、そういう関係は当然あるわけですね。ところが、でき上がった製品が販売されて、それがそのまま中身が漏れ伝わって、それは多くの国民が使っている。その使っている国民は、普通はそのまま使うわけです。これをまた加工して、そのまま使うわけです。これで自動的に出るように使って、こここの家がお得意さんとか、この人の電話番号は何番だ、電話して、いらっしゃいますか、今から行きますというように商売に使っている。

だから、これは利便性に着目して、いわば普通に個人が個人の家を訪ねるような場合は当然先ほど言うように除外ですが、こういった市販されているようなナビゲーションなり情報、いわば大きな地図帳と同じようなものでございますね。それを買って使う行為についてまで、それがたまたま本屋さんだつたり米屋さんだつたり、そういう商売に使つたからといって事業者といつて、たまたまそれをパソコンに全部打ち込んで、そこにお客の情報を全部また入れ直して五千以上になつたというなら別ですけれども、そうでないような場合にまで適用するというのは、常識論として、おっしゃるようにおかしいですよね。

ですから、私は、それが条文的に対応した方がいいのか、あるいは解釈できるのかはまださらには、先ほどは一段階を詰めたんですが、おっしゃる事態につきましては、非常に影響も大きいので、さらに詳細に詰めさせていただきます。

○保坂委員 前回の藤井さんの答弁、三、四回読んでみたんですよ。かなり練れた答弁なんですよ、藤井さんなりに。原則ですから、これは個人情報保護法の、政府案の。だから、一応は全部網をかけるんですよ。それが原則なんです。だからあいう答弁になつちやうんです。今、細田大臣の答弁を聞いて、藤井さんはやはりちょっと顔をしかめていますからね。これは、大事な法案を推進してきた官僚の中での中心人物が、やはりこれ

はそうじゃないんだというふうに今大臣がおっしゃるようなことなら、やはりちょっとそこに、条文に反映されていかなきやいかんだろうというふうに私は思いますよ。全部が対象だと。

行政の裁量として、そんな悪いことしませんよと。まさかカーナビを持っている人全部、パソコンを持っている人、携帯電話を持っている人、計七千万人が一举に個人情報事業者として誕生して、主務大臣だれかなんて言われても困ると、こういう状況になつてくるというの本当にこれはおかしな問題だと思います。何かありますか、もう時間ですが。

○村井委員長 藤井内閣審議官、短く。

○藤井政府参考人 私の御説明が大臣の御答弁と違うという趣旨ではございません。あくまでもあり合わせのデータベースをただ使うだけというような行為はデータベース等を事業の用に供しているというふうには考えないというふうに申し上げたところでございます。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となつております各案審査のため、来る四月二十一日月曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会